

総務委員会付託議案（条例その他）

（令和6年7月1日）

議第80号 岐阜県税条例等の一部を改正する条例について

[担当課：税務課]

地方税法等の一部改正に伴い、次のように改正する。

1 事業税

外形標準課税（※）について、現行の基準（資本金1億円超）を維持した上で、次のとおり適用対象法人の見直しを行う。

※ 資本金の額が1億円を超えている法人が対象となるが、経済情勢の変化に伴い、企業経営のあり方が変容し、減資や持株会社化・分社化等の組織再編により、対象法人数の減少等が見受けられる。

	改正内容	施行日
減資への対応	当分の間、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。	令和7年4月1日 (経過措置※あり)
100%子法人等への対応	資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。	令和8年4月1日

※ 地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の公布日（令和6年3月30日）以降に資本金を1億円以下に減らした法人は課税対象

2 軽油引取税

マリンレジャー等に使用される自家用船舶（いわゆるプレジャーボート）を、課税免除の特例措置の対象から除外する。

3 その他所要の規定の整理を行う。

（一部を除き、令和7年4月1日から施行）

議第 87 号 防災端末機器の取得について

[担当課：危機管理政策課]

- 1 種類及び数量 防災端末機器 107台
- 2 取得の相手方 愛知県名古屋市瑞穂区内浜町21番26号
濃尾機電株式会社
- 3 取得予定金額 56,100,000円
- 4 取得の方法 買入れ